

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

議 会

○宮城県議会会議規則の一部を改正する規則

ページ
—

議 会

○宮城県議会規則第一号

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十月三日

宮城県議会議長

橋 長 偉

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則

宮城県議会会議規則(昭和五十年宮城県議会規則)の一部を次のように改正する。

第十六章中第二百二十三条を第二百二十四条とし、同章を第十七章とする。

第二百二十二条第一項中、「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め、第十五章中同条を第二百

十三条とし、同章を第十六章とする。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第二百二十二条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うた
めの場(以下「協議等の場」といふ。)を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを
決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集者を明らか
にしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。
附則の次に次の別表を加える。
別表(第二百二十二条関係)

名 称	目 的	構 成 員	招 集 者
宮城県議会各会派代表者会議	議会活動の円滑な運営のための協議又は調整	議長、副議長、所属議員五人以上各会派の代表者二名、議会運営委員長	議長
宮城県議会議員全員協議会	議会活動及び議会運営等に関する重要案件の協議	議員全員	議長
宮城県議会常任委員長会議	常任委員会の円滑な運営のための協議又は調整	議長、副議長、各常任委員長、議会運営委員長	議長
宮城県議会合同会議	世話人会の開催に関する事項の協議又は調整	議長、副議長、議会運営委員、各会派代表者一名	議長
宮城県議会世話人会	一般選挙後の最初の議会運営について、議長等が選任されるまでの間の必要な事項の協議又は調整	前議長、前副議長、前議会運営委員、各会派代表者一名	議会事務局長 座長
宮城県議会広報委員会	議会広報の実施に関する基本的事項の協議	各会派の推薦を受けて議長が指名する議員	委員長
宮城県議会各会派政務調査会長会議	調査特別委員会の設置、意見書又は決議等に係る各会派間の協議又は調整	各会派の政務調査会長	座長
宮城県議会政治倫理審査会	宮城県議会政治倫理審査会における審査請求書の審査及び協議	各会派の推薦を受けて議長が指名する議員	委員長

附 則
この規則は、公布の日から施行する。